

畜産高度化支援リース事業(経営リース)の申請について

(一財)畜産環境整備機構

○ 借受者の範囲

1. 養畜の事業を行う畜産農業者
2. 農協等、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人であつて、農業の振興を目的とするもの
3. コントラクター、TMRセンター及び堆肥センター(実施要領の要件を満たすもの)

○ 貸付対象施設等の範囲

1. 主要な対象施設等

- ①家畜ふん尿処理施設等
- ②飼料生産、給与等施設等
- ③家畜飼養管理等施設等
- ④6次産業化に関する施設等

→①～④に係る申請は、団体等から直接機構に提出。

⑤特認施設等

☆家畜の飼養環境の改善に関するもの

☆①から④に係る畜産経営の合理化のための、先進的な技術体系に係る機械施設等

→⑤の特認施設等の貸付申請は、都道府県畜産主務課の意見書を付して機構に提出。

2. リースの対象範囲等

①新品も中古品も可能

②申請額

☆簡易畜舎を除き、事業費制限は原則なし。貸付限度額は、当機構の審査において判断。

☆3,000万円以上の申請については、事前に要相談。

③貸付施設等に係る諸経費

☆設置工事費や運送費等も対象。

☆リースの対象外経費

構築物に係る建築確認申請料、自動車に係る登録手続代行料、税金、自賠責保険等。

④簡易畜舎について

ここでいう簡易畜舎とは、下記の基準単価内でリーズナブルな価格で建築できる簡素なもの。

簡易畜舎の種類	基準事業費	特認事業費
肉用牛舎	20千円/m ²	23千円/m ²
乳用牛舎	19千円/m ²	22千円/m ²
一般豚舎	36千円/m ²	44千円/m ²
分娩豚舎	48千円/m ²	58千円/m ²
鶏舎	19千円/m ²	22千円/m ²

* 付帯設備費は、この基準単価には含まれません。

3. 貸付期間

①新品

貸付期間は、原則として法定耐用年数

借受者からの要望があれば、下記のとおり、延長と短縮が可能。

☆延長→貸付期間の120%とし、最長で20年。

☆短縮→貸付期間が10年未満はその7割、10年以上のものはその6割。

②中古

☆貸付期間(耐用年数)引く経過年数。

☆経過年数が貸付期間を超えている場合は、原則2年。

☆延長のみ可能(貸付期間の120%)。

○ 貸付申請等

1. 契約方式

①直接リース

☆契約は、機構と借受者。

☆受託団体に貸付業務を委託する方式(再受託も可能)。

②間接リース

☆契約は、機構と借受団体(借受団体及び転貸借受団体と借受者が契約)。

→業務委託契約を実施している団体においては、①及び②の選択が可能。

2. 貸付施設等の選定

借受者が希望する貸付施設等の性能、規模の妥当性及びアフターサービスについて検討し、低コストなものを選定し、見積書とカタログ又は図面(図面のみ原本証明が必要)を提出。

3. 貸付申請書の作成

マニュアル参照

4. 貸付申請書の提出

貸付申請書は、借受者が所属する団体等を経由して、提出(特認施設等については都道府県経由)。

5. 貸付決定

①機構に到着後、大きな書類不備や審査に問題がなければ、2～3日位を目処に貸付決定。

②貸付決定日以降に貸付施設等を発注。

団体へ電話にて連絡(電話をもって発注可能)。

③各都道府県に決定通知及び申請書の写しを送付。